

○ スポーツ基本法施行令 新旧対照表  
 スポーツ振興法施行令（昭和三十七年政令第百七十六号）

（傍線部分は変更部分）

改 正 後	改 正 前
<p>スポーツ基本法施行令</p> <p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。</p> <p>（法第三十三条第一項の規定により国が補助する経費の範囲及び補助額）</p> <p>第二条 法第三十三条第一項第一号に掲げる経費について同項の規定により国が補助する場合の経費の範囲は、開催地の都道府県において要する国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に直接必要な経費とし、当該経費に係る補助の額は、国民体育大会に係るものにあつては文部科学大臣が、全国障害者スポーツ大会に係るものにあつては厚生労働大臣が、それぞれ定めるものとする。</p> <p>2 法第三十三条第一項第二号に掲げる経費について同項の規定により国が補助する場合の経費の範囲は、都道府県が行う全国的な規模のスポーツ事業その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に必要な審判員の謝金及び旅費、通信運搬費その他の当該事業の実施に直接必要な経費とし、当該経費に係る補助の額は、文部科学大臣が定めるものとする。</p>	<p>スポーツ振興法施行令</p> <p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第一条 スポーツ振興法（以下「法」という。）第四条第二項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。</p> <p>（法第二十条第一項の規定により国が補助する経費の範囲及び補助額）</p> <p>第二条 法第二十条第一項第一号に掲げる経費について同条同項の規定により国が補助する場合の経費の範囲は、開催地の都道府県において要する国民体育大会の運営に直接必要な経費とし、当該経費に係る補助の額は、文部科学大臣が定めるものとする。</p> <p>第三条 法第二十条第一項第二号に掲げる経費について同条同項の規定により国が補助する場合の経費の範囲は、市町村が開設するスポーツ教室その他スポーツの振興のために地方公共団体が行う事業に必要な講師等の謝金及び旅費、教材費、通信運搬費その他の当該事業の実施に直接必要な経費とし、当該経費に係る補助の額は、文部科学大臣が定めるものとする。</p>

○ 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（政令で定める公共の施設）</p> <p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館、体育館その他社会教育（社会教育法第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設で文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの</p> <p>三〇九 （略）</p>	<p>（政令で定める公共の施設）</p> <p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又はスポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）第十二条に規定する体育館その他社会教育（社会教育法第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設で文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの</p> <p>三〇九 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（中央教育審議会） 第八十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）、学校教育法、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七十七号）、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>六（略）</p>	<p>（中央教育審議会） 第八十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）、学校教育法、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七十七号）、スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>六（略）</p>

改正後		改正前	
2 6 (略)	<p>(分科会)</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(分科会)</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>スポーツ・青少年分科会</p>
	<p>一 五 (略)</p> <p>六 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）を処理すること。</p>		